

平成22年度 林野関係税制改正予定事項

- 森林組合等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30％）又は税額控除制度（7％）の適用期限を2年延長。〔所得税・法人税〕
- 森林組合の合併に係る課税の特例措置（資産の簿価譲渡）の適用期限を3年延長。〔法人税、住民税、事業税〕
- 地球温暖化対策税（環境税）については、税制改正大綱において検討事項とされ、次のように整理。

「地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めることとする。これを法律において規定することとする。」〔地球温暖化対策税（環境税）〕

